【役場提出用】

**令和７年度　保育所・認定こども園（保育部分）の入所に関する確認表（同意書）**

※以下の各項目については、適切な保育所・認定こども園（保育部分）への入所や運営を行うための事項です。

**確認事項をよくお読みのうえチェック欄に☑し、必ず保護者本人がご署名ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確　認　事　項 | チェック |
| 1 | **入所手続きに必要な書類は、締切日までに必ず提出してください。**  書類の提出がない場合は、保育所・認定こども園（保育部分）へ入所できない場合があります。 | **□** |
| 2 | 申込後又は入所後、**就労（退職・転職）や妊娠・出産など保育の必要性に変更が生じた場合は、1ヶ月以内に役場へ必要書類を提出してください。**  提出がない場合は、保育所・認定こども園（保育部分）へ入所できない場合があります。 | **□** |
| 3 | **求職中の場合は、３ヶ月以内に就労しなければ退所となる場合があります。**  就労が決まり次第、「就労証明書」等を提出してください。 | **□** |
| 4 | 保育所・認定こども園（保育部分）を退所する場合は、原則として退所する日の２週間前までに役場へ届け出てください。 | **□** |
| 5 | **町外へ転出する場合は、その月までの入所となります。**  転出が決まりましたら、速やかに役場子育て支援課へ連絡をお願いします。  引き続き長洲町内の保育所・認定こども園（保育部分）への入所希望の場合は、就労先が長洲町内であれば、転出先での手続きをするとそのまま継続して入所できる場合があります。  手続きには時間がかかりますので早めにご連絡ください。 | **□** |
| 6 | **保育所入所決定後、保育料は納期限内にお支払いください。**  保育料未納が3ヶ月以上になった場合は、児童手当で支給される手当額を保育料として徴収します。  生計を維持している方が両親以外の場合は、その方の課税額も合算して保育料の算定をする場合があります。 | **□** |
| ７ | **税申告等で課税額に変更があった場合は、子育て支援課へ必ずお知らせください。**  課税額に変更があった場合、保育料や副食費（給食費）に変更が生じる場合があります。 | **□** |

**長洲町長　様**

**保育所・認定こども園（保育部分）の入所につきましては、上記事項に同意します。**

**なお、記載事項を守らない場合は、保育所・認定こども園（保育部分）を退所となる**

**ことに同意します。**

**（署名欄）　　同意年月日　　　令和　　年　　月　　日**

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 | 長洲町 |
| 入所（申込）児童名 | （　　　　年　　月　　日生まれ） |
| 入所（申込）児童名 | （　　　　年　　月　　日生まれ） |
| 入所（申込）児童名 | （　　　　年　　月　　日生まれ） |
| 保護者 署名　　　　（父）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（母） | |